

平成 25 年 8 月 20 日

公益財団法人日本関税協会  
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部  
管理課長 大 谷 敦 志

「円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令」の適用期限の延長について

平素は税関行政に対し御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 17 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までの間、関税率法第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、円すいころ軸受について、報復関税が発動されていますが、「円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」により、対象品目及び適用税率が変更され、適用期限が 1 年延長されることになりましたので、貴会会員の皆様に周知方よろしくお願いいたします。

## 記

### 1. 対象貨物

品名	品目
ステンレス鋼の棒	熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたもので、更に加工したもの以外のもののうち、輸入統計品目表 7222. 11-000 に分類されるもの
ステンレス鋼の棒	冷間成形又は冷間仕上げをしたもので、更に加工したもの以外のもので、輸入統計品目表 7222. 20-000 に分類されるもの
ステンレス鋼の棒	輸入統計品目表 7222. 30-000 に分類されるもの
鉄鋼製の管及び中空の形材	継目なしのもので、鋳鉄製のもの以外のもののうち、輸入統計品目表 7304. 59-020 に分類されるもの
玉軸受	輸入統計品目表 8482. 10-000 に分類されるもの
円すいころ軸受	輸入統計品目表 8482. 20-000 に分類されるもの
針状ころ軸受	輸入統計品目表 8482. 40-000 に分類されるもの
円筒ころ軸受	輸入統計品目表 8482. 50-000 に分類されるもの
その他のころ軸受	輸入統計品目表 8482. 80-000 に分類されるもの
玉軸受及びころ軸受の部分品（玉、針状ころ及びころ）	輸入統計品目表 8482. 91-000 に分類されるもの
玉軸受及びころ軸受の部分品（玉、針状ころ及びころ以外のもの）	輸入統計品目表 8482. 99-000 に分類されるもの
軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	自動車用のもので、輸入統計品目表 8483. 30-010 に分類されるもの
軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	自動車用以外のもので、輸入統計品目表 8483. 30-090 に分類されるもの

現行 1 品目 → 13 品目になります。

2. 対象国

アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。）

3. 税率

現行 一般の関税+4.0% → 一般の関税+17.4% になります。

4. 期間

平成 26 年 8 月 31 日までに輸入されるもの

（品目及び税率の変更については、平成 25 年 9 月 1 日より）

（注）関税定率法第 3 条の 2 第 1 項《入国者の輸入貨物に対する簡易税率》又は第 3 条の 3 第 1 項《少額輸入貨物に対する簡易税率》の規定の適用を受ける貨物については、報復関税の課税対象外となっています。

以上

不明な点がございましたら、本関業務部通関総括第 1 部門  
(06-6576-3243) までお問い合わせください。